

## 総務委員会会議録

平成21年8月4日(火)

(開会)13:00

(閉会)16:24

委員長

ただ今から総務委員会を開会いたします。「入札制度について」を議題といたします。執行部から資料が提出されていますので、補足説明を求めます。

契約課長

それでは、補足説明をいたします。お手元に配付しております「入札制度について(資料)」により、ご説明いたします。

まず、資料1の「平成21年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。平成21年6月入札分までの工事契約落札率別内訳表でございまして、設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、市長部局における件数とその契約金額総額、一番右に上下水道局における件数とその契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、それから70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。99%以上につきましては、0.3%刻みで更に細かく分類をしております。6月末までの市長部局の入札件数といたしましては55件で、契約金額の総額は9億9,488万5,500円でありまして、その平均落札率は91.00%となっております。次に上下水道局における6月末までの入札件数は16件で、契約金額の総額は1億3,970万9,850円でありまして、その平均落札率は90.80%となっております。

次に、資料2の「平成21年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明をいたします。2ページをお願いいたします。市長部局における平成21年6月30日現在の条件付き一般競争入札の実施状況でございますが、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。市長部局におきましては、7件の一般競争入札を執行いたしましたが、その内訳といたしましては、土木一式工事が2件、建築一式工事が5件となっております。7件全てにおいて最低制限価格に応札がなされ、くじ引きにより落札者を決定いたしております。落札率につきましては、一番下の欄に平均として記載しておりますが、84.52%となっております。次に3ページをお願いいたします。上下水道局の6月30日までの実施状況につきましては、2件の一般競争入札を執行しておりますが、2件とも土木一式工事でございます。いずれも最低制限価格に応札がなされ、くじ引きにより落札者を決定いたしております。平均の落札率は81.72%となっております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の資料および補足説明を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

先日来の災害対策で、大変なご苦労があったと思います。どうもお疲れ様でした。

ただ今から質問をいくつかさせていただきたいと思います。最初のほうの資料1につきまして、報告を聞いたわけですが、市長部局55件のうち33件が落札率90%以上となっております。一方、資料2の条件付き一般競争入札については、いずれも最低制限価格応札者があってくじ引きということで、そこに書いてあるような落札率になっているわけですが、この55件のうち33件までが90%以上の落札率ということについて、どういうふうな感想を持っておられるか、お尋ねしたいと思います。

契約課長

5月の総務委員会開催の折にも、全体的な落札率のご説明をいたしましたけれども、実際、昨年の7月から一般競争入札をする中で、一般競争入札においては落札率がやはり最低制限価格に集中した中で、80%台というような形で出てきております。ただ、今、川上委員が言われますように、例えばそれ以外、専門工事等々の関係もございませけれども、一般競争入札以外の部分の工事については、落札率が一般競争入札に比べると高めであるかなという、そういう認識は持っております。

川上委員

条件付き一般競争入札対象についても、これを実施する前までは90%台の高いところで推移することが多くて、ずっと行っていますが、談合が常態化していたのではないかという指摘をしてきているわけです。それで、この55件のうちの33件が90%以上という中に、談合が行われているのではないかという心配はありませんか。

契約課長

談合が行われているという心配ということでございませけれども、落札率だけを見まして談合が行われているかどうかということにはならないかと思ひますし、契約課としてはそうではないというふうに思っております。

川上委員

私は以前、非常に落札率が高い場合はルールを作って、事情聴取をしたらどうかということをお聞きしたことがあるわけですが、それに対してなかなか「そうしましょう」というふうには言われませんでした。あなた方はこの間に、例えば99.6%以上というのもありますね、金額はこの380万円くらいですが、例えばこういう数字、その下でも97%以上99%未満が5件あるんですね。こういうものについて一度調べてみよう、聞いてみようというふうには思ひませんか。

契約課長

今、99.6%以上のところに1件、市長部局において380万7,300円というような契約金額が上がってきておりますけれども、以前も委員のほうからそういったルール作りと申しますか、事後調査すべきではないかというお話しも承っております。今回、この1件につきましては契約課といたしまして、非常に落札率が高いということと、実際、設計の内容等、仕様書とか設計図書ですか、そういったものもあるかと思ひますけれども、実際に落札業者さんのほうにそういったところの事情は確認したところでございませ。

川上委員

1件は聞いたということなんですけど、私はそれをルール化することが、談合の抑止力になると思うんですよ。談合をすれば高くなる、なれば聞かれる、聞かれればいつも嘘を言うわけにはいかない、ということで、抑止力になるのではないかと思うんですね。庄内の事件の時には、あまり高いと談合を疑われるので94%くらいにしておこうという話し合いをしましてという調書がありましたけれども、いずれにしても、ルール化することで抑止力の一助になると思うので、ぜひ検討してもらいたと思います。

この間、入札制度改革については、行財政改革の中で談合による落札率の引き上げを防止するという発想での取組みがなされてきたと思ひます。同時に、地元業者の育成という観点も重要なんですね。この点で、今、あなた方のほうで特に検討していることがありますか。

契約課長

特に、ということは何もございませけれども、条件付き一般競争入札を試行的に導入する折にもご説明いたしましたけれども、基本的に市内業者優先といった形の中で地場産業育成ということでございませるので、発注については原則市内業者さんということで、地域経済、そ

たものを含めた中で地場産業育成という基本的な姿勢は持っております。

川上委員

分離分割発注だとか、いろんな工夫もあると思います。私は今、関係業者が20万円の仕事、30万円の仕事、場合によっては10万円の仕事も無くて、4月は4日、5月は5日、6月は6日とか、冗談のような話、冗談じゃないです、そういうようなお話しも聞くんです、仕事かね。それで、小規模工事などについて全国的には、小規模工事登録制度というのがありますね。聞いたことがあるでしょう。調べたこともあると思うんだけど、これはどういう制度ですか。

契約課長

小規模工事登録制度の目的でございますけれども、名称は様々でございます、小規模修繕契約希望者登録制度、それとか小規模契約希望者登録制度ということで、名称は様々です。中身としては、制度の内容といたしましては、競争入札参加資格のない地元の業者さん、小規模で簡易な工事などの受注、施工を希望する方々を登録し、小規模な建設工事や修繕の受注機会を拡大する、そういったことから地域経済の活性化を図る、そういう目的で制度化されているものだというふうに聞いております。

川上委員

民主商工会の全国商工新聞などを見ますと、それを採用している自治体は470ぐらいあるようなんですね。私はこの制度は、現段階で本市にとっても非常に有効ではないかと。盆を越すというのはおかしいかもしれませんが、一月一月をつないでいくというような業者さんが本当におられるわけですから、ぜひこれを検討してもらいたいと思うんですけども、どうでしょうか。

契約課長

実際、福岡県内でも調査はしてみたんですけども、実施されてるところは県内で13自治体ということで調査しております。内容についてはいろいろ、工事関係だとか修繕、それから業務委託等もあるようでございますけれども、実際にこの登録制度を導入するかということになりますと、今あります指名入札参加資格審査申請、いわゆる指名願い等との関連もございまして、実際そういうところも含めたところで慎重に対応しなければならないと思っているところもございますけれども、いろいろ県内の自治体の調査はしていきたいと思っております。

川上委員

今の零細業者の危機というのは、役所が調査をぼちぼち始めましょうというような状況ではないと思うんですよ。だから、早急に調査もするけれども、検討するというところでぜひ頑張ってもらいたいと思います。

それで、先ほどこれについては工事、修繕とか言われましたけど、物品のところもあるんですね。地デジテレビのことにも関わるとは思いますけど、私は6月議会で、経済危機対策の一環としての小中学校、公共施設の地デジ対応型テレビのことについて、市において特段の努力、取組みをしていただきたいという要望を申し述べておりました。入札制度改革との関わりがあると思いますけれども、市のほうで検討されていること、どういう取組みをしたことがあるのか、ないのか、お尋ねをしたいと思います。

契約課長

今、川上委員が言われます地上デジタルテレビの関係でございますけれども、これは政府の経済危機対策において補正計上されております。実際、このデジタルテレビだけで1億円を越すような予算計上がなされているわけでございますけれども、これにつきましても契約課において、いろいろ協議といたしますが、考え方をどうするかということでございます。契約課の基本的な考え方といたしましては、指名競争入札が本来の姿であるというふうに思っております。

しかし、今回の国の経済危機対策につきましても地域経済の活性化を目的とした国の大きな対策事業であることから、広く受注機会の確保等を考慮しなければならないのではないか、そういうふうにと考えるとこころがございませう。契約課としても非常に今、頭を悩ませているところだございまして、このデジタルテレビ、物品の購入については内部協議をさらに進めさせていただいて、結論を出していきたいというふうには思っております。

川上委員

現在、景気は自動車の一部、それから家電の一部について下げ幅が減少してると。それをもって「底打ち感が出ている」というような見方もありますけれども、それはメーカーです。エコポイントだとか何とか言って、メーカーの増産体制には入っているでしょうけど、一部増産ですね、入っているんでしょうけれども、実際の日本経済を支えている主役の中小企業、中小零細と言ってもいいと思いますけど、そこには景気対策の効果はまるで出ていないというのが実態と思うんですよ。今回の地デジ対応についても、もともと国の発想としては、地元業者を助けるという発想は非常に弱かったと思います。そこで地方公共団体、市町村が、特段の努力が必要になっているというふうには私は思ったわけですよ。

そこで、先ほど、広く受注機会が確保できるように考えないといけないけれども非常に苦労しているというふうには言われましたけど、福岡県が7月29日付けで、これは商工部中小企業経営金融課発なんですよ、「経済危機対策事業に係る中小企業の受注確保対策について」という措置を取りましたね。これは7月31日の西日本新聞にも載りましたから調べられてると思いますが、あなた方が非常に苦労しているところ、福岡県はどのように突破していこうとしているのか、調べましたか。調べておられるのであれば、福岡県の考え方を聞かせてください。

契約課長

今おっしゃいました県の商工部中小企業経営金融課から出されております文書でございますけれども、これは「経済危機対策事業に係る中小企業の受注確保対策について」という1枚のペーパーでございますけれども、内容については地域活性化・経済危機対策臨時交付金等、経済危機対策事業に関する物品、これはスクールニューディールに係る地デジテレビ、パソコン等の購入については、県内中小企業の受注機会を確保するため、平成21年度に限り次の方策を講じることとしましたということで、次のことというのは、中小企業の受注確保のための方策として一つ目が入札参加条件の設定、として「県内中小企業であることを入札参加の条件とする」、として「さらに、発注する出先機関が属する県内ブロックの中小企業であることを入札参加条件とするなど、地域の実情に応じた要件を付加する」ということになっております。

二つ目としては、零細企業などの入札参加機会を確保するというございまして、三つ目として出先機関での発注を推進するというございまして、これは「出先機関が発注できる金額の制限を撤廃して、金額に拘わらず、出先機関で発注できることとする」というような、県のほうでは方針を打ち出されているようございませう。

川上委員

先ほど紹介した資料によると、1、2、3と書いてあります。このうち、課長が読まなかったところがあるんですよ。入札参加条件の設定のというのがあります。これは、県内中小企業であることを入札参加の条件とする、ここは読まれましたね。実はその次にカッコがあるんですよ。「中小企業が応札できないときは、大企業にも入札参加を認める」ということになってるんですよ。ということはつまり、基本的に大企業は対象として認めないということになってるんですよ。県内中小企業であるから大企業は入らない、当たり前かもしれないけれども、念を押しているわけですよ、ここで。こういった点があるんだけど、問題は、福岡県がどうしてこういうような特例措置を平成21年度に限り出すことにしたのか。福岡県だって入札のシステムがあるわけですから、特例を出せば、ほかの工事だとかにも影響がないのか、そういう議論を

したと思うんですよ。ちょうど今、皆さんが悩んであるところかもしれません。福岡県は、そのところはどういうふうに交通整理をしたんでしょうか。

契約課長

今申しました、この内容につきましては、まだ具体的に県のほうに問い合わせ等は行っておりません。一つ、この中で言えますのは、こういった受注機会を広げる、いろんな入札参加条件の設定をされてありますけれども、この中で考えられていることは十分わかるんですけども、県内の登録業者ということが最低限この中にありますので、そういった制約等も受けなければならないのではないかと考えておりますし、一つは指名登録の業者さんへの対応をどうすべきかということにも影響が出てくるのではないかと、契約課では考えております。

川上委員

今、工事のほうについての苦悩があるということだったので、福岡県が物品と工事の関係のところ、どういったふう突破していったか調べたかということをお聞きしたんですが、それについてはお答えがなかった。調べていますか。

契約課長

今、話しました物品について、詳細は県のほうにはまだ問い合わせをしておりませんが、この文書についての確認の中で一つ県のほうから回答を頂いたのは、登録業者で行うということは聞いております。

川上委員

そんなこと聞いてないでしょ。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:28

再開 13:29

委員会を再開します。

( 県商工部の文書を資料として配付 )

川上委員

課長のほうで入札参加資格のことを言われましたけど、その前に私が聞いているのは、飯塚市が例えば物品において特別措置を取った場合、工事その他で影響が及ぶのではないかと、そういう心配をされているということだったんだけど、そういう意味では福岡県だって同じですからね。で、福岡県はその辺をどういったふう交通整理したのか、どういう判断、どういう決断をしたのかということをお調べされましたか聞いています。

契約課長

今、おっしゃいました点については、県のほうに詳細にはまだ聞いておりません。

川上委員

えらく余裕があるじゃないですか。本当ですよ。今、業者の方たちはどういう苦しみを味わっているか、ご存知でしょう。次々に差押えの赤い紙が来たりして、保険証は取り上げられる、病院は行けない。その状況を考えるなら、6月議会が終了してからもう2ヶ月ですよ。それからいろいろ、皆さんも調べられたりしたかもしれないけれども、西日本新聞に載ったのが7月31日ですよ。昨日は月曜日ですよ。今日は火曜日じゃないですか。だから、もう少し仕事の仕方を、そこで悩んでいたというわけだから、じゃあ福岡県はどういったふう考えたんだろうくらい、聞けばいいじゃないですか。しかも、福岡県に聞いてみると、この内容を見てわかるように、商工部発なんですよ。で、各市町村長に要請をしたというふうに共産党の県議会議員団は聞いているわけです。それで、本市には口頭か文書かで、この趣旨に沿った内容の要請が来ていませんか。

#### 経済部長

ただ今ご質問の点、私のほうからお答えいたします。確かに商工部中小企業経営金融課が今回の経済危機対策事業に係る中小企業の受注確保対策について対応いたしております。昨日、今お手元にお持ちの資料等について内容を確認する際に、私どものほうで、関係市町村に対して通知をされたかということについて確認いたしましたが、通知はいたしていないということでもあります。今後、通知については県のほうで検討し、通知をするかしないかについては決定するということでございます。

#### 川上委員

県から特別な連絡文書が来るまでもなく、飯塚市は新聞でも知ったわけだし、今日ここにその文書も公開というか、手に入ったわけですから、その趣旨を飯塚市でどういうふうに活かせるのか活かさないのか、また、飯塚市の条件に応じた形があるのか、これは早急に検討してもらいたいと思うんだけど、具体的ないくつかの問題というのはあると思います。そのうちのひとつが、指名登録のことをさっき言われたんだろうと思うんですよ。そこのところを県がどういうふうにクリアしてるのか、していないのか、よく研究したらいいと思います。これはポイントが三つあるわけですからね。

そこで、私が少し検討してもらいたいと思っているのが、小規模工事登録制度なんですよ、先ほど言った。これを物品もやっているところがあるという答弁がありましたけれども、だから物品についても含めて、この小規模工事登録制度を採用できないか、これを考えたらどうかと思うんです。にわかには返事がしにくいと思うんだけど、いずれにしても、こういうことも含めて早急に受注機会を全体に拡大できるように、一方で、県が言っているように、基本的に大企業にはご遠慮願うということで検討をしてもらいたいと思うんだけど、これが今、市民が求める入札制度改革だと思うんですよ。いかがでしょうか。

#### 総務部長

ただ今、私どもは災害の状況下で、若干対応が、この分に関しまして遅れたということについては、私も昨日これを知った状況でございました。今、質問者が言われる意見につきましては、早急に検討を進めてまいりたいというふうに考えますので、ご理解のほどをお願いいたします。

#### 委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### 上野委員

制度の今後の見直しについてお伺いをしたいと思います。今般、制度改革で、土木がランクが四つ、建築が三つというふうに変更していただいて、競争性の拡大という点については一定の成果が出てきてあるというふうに認識していますが、公共事業の提供については各業者さんに平等性、公平性を保たなければならないというふうに私は思っているんですが、執行部も同じ見解でございますでしょうか。

#### 契約課長

公共工事の発注件数と申しますか、先ほど委員が言われました平等ということでございますけれども、契約課といたしましては発注件数、受注機会、そういったものの公平化といえますか、そういったものを考えております。

#### 上野委員

発注件数の平等化、受注機会の平等化というふうに今、ご答弁があったかと思いますが、例えば現状で公平性は保たれてあるというふうに認識をしておられますでしょうか。

#### 契約課長

近年、公共工事につきましては年々、発注件数が減少してきているのは確かでございます、

これを平等にと申しますか、ランクごとに分ける、分けるという言葉が適切かどうかわかりませんが、件数をそれぞれのランクにおいて平等に分けるということは非常に難しいかと思っておりますし、現在の経済情勢、公共工事の減少を見てみますと、そういった平等化というのは非常に厳しいものがあるかと思っております。

上野委員

そうですね。今回のように経済対策で補正予算が入ったり、災害があつたりして、急遽仕事が入る、公共工事が入るといった状況においては、ランクごとに業者さんに機会の平等というのを全体的に考えるのは非常に難しいというふうに私も思いますが、例えば年初の工事予定をもとにランクごとの受注機会が均等化するように、例えば今、設定されてあるランクごとの設計金額を見直すなどということは、そういう公平性を保つという観点から、その目的を達成するとするならば、当然やらなければならないというふうに思うんですが、こういったことは制度上、可能なのでしょうか。

契約課長

一つ、土木一式を例に取りますと、等級から等級までございます。等級については下限が7千万円以上、3億円未満ということで、それぞれ対象金額が設定されているわけですが、現在、一般競争入札を行ううえで、以前のAからF、6ランクあったものを、今は4等級という形で四つにしております。このいろいろ整理した中で、現在はこういった形での対象金額の設定ということにしておりますけれども、これについては見直しの中で、今後検討すべきところが出てくれば、入札制度の検討委員会の中でも協議をしないといけないと思っておりますけれども、実際には今、入札制度は一般競争入札の中において設定しておりますので、現時点ではこのランク設定で行っていきいたいというふうに思っております。

上野委員

公共事業がこれだけ減っていて、各業者さんとか業界からの声も行政のほうには届いているというふうに思っていますが、飯塚市の苦しい財政事情から考えると、公共事業をむやみに増やすということは非常に、やりたくてもやれないというジレンマを抱えておられると思うんです。だからせめて、受注機会の均等化、これに対する実現の努力は行わなければならないんじゃないかというふうに私は思うんです。今、課長が言われたように、年度の途中でランクの設定金額を変えたりだとか、ランクを入れ替えたりするのは非常に困難なことはよくわかりますが、これはだから、年度当初じゃないとやれないわけですね。ぜひ、次年度当初にはランクの設定金額の見直しなりを、発注予定事業の本数などとよく勘案していただいて、次年度当初から何らかの形で反映していただけるように、やっていただきたいと思っておりますが、やっていただけますか。

契約課長

契約課として、はい、すぐできます、という話にはならないと思っておりますけれども、一つは等級から等級まで、等級は7千万円という下限がございますけれども、この7千万円という金額ひとつ取ってみましても、特定建設業の許可の関係とか、下請けに発注する場合の金額等々がからんでまいりますし、例えば等級、等級とのからみもございますので、こういったものについては私どもとしては継続して、この内容については検討はしたいと、そういうふうには思っております。

上野委員

大変期待を申し上げておきます。終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

案件に記載のとおり、執行部から、7件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「豪雨災害の状況等について」報告を求めます。

総務課長

「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による災害状況について、その概要を報告いたします。7月19日から26日にかけて、西日本で梅雨前線の活動が活発になり、九州北部を中心に大雨となり、本市では24日0時から26日24時までの雨量が568ミリ、最大1時間降水量101ミリを記録しました。24日に降り始めた雨は、同日17時頃より激しくなり、本市では17時に災害警戒準備室を設置、気象・河川情報を収集するとともに災害警戒本部への移行準備を開始しました。18時12分に大雨・洪水注意報、同37分に大雨・洪水警報が相次いで発令されたことから災害警戒本部を設置、第2-A配備とし、警戒体制に入るとともに、参集システムによる職員の呼び出しを行いました。19時15分に市域に土砂災害警戒情報が出されたことを受け、異常な雨の降り方を考慮し災害が発生することが予想されたため、直ちに災害対策本部を設置、第三配備とし、初動体制を整えるとともに13箇所の指定避難所を開設いたしました。この後、19時50分に市内の土砂災害想定地区、浸水想定地区等に対し避難準備情報を発令、20時13分に避難勧告を発令いたしました。発令後は特に災害時要援護者避難支援プランに基づき、高齢者や障がい者等の避難支援及び情報伝達に努めました。

翌25日に雨は一旦小康状態となったものの、被害状況が大きいと判断されたことから、災害対策本部を第4配備に切り替え、被害状況調査、災害ゴミの収集などの対策に着手しましたが、翌26日には早朝より再び大雨となり、避難準備情報、避難勧告を発令し避難を呼びかけるとともに、今後の対応について本部会議において協議を重ね、対策を検討してまいりました。26日夕刻、警報等の解除に伴い、逐次避難勧告を解除し、同日23時に全て解除いたしました。翌27日からは災害対策本部の体制を初動体制から応急体制へと切り替え、第4配備機能を維持したまま、民地調査、清掃活動などを本格化させ、29日以降はさらに復旧体制へと移行しておりますが、被害が広範囲に及んでいることから、一部応急体制を継続して現在に至っております。このため、被害状況等の詳細な集計につきましては、なお、かなりの日時を要するものと考えられます。また、応急体制への移行と並行して市の支援策15項目の検討に入り、復旧体制へと移行した29日からは被災者の方々のための総合相談窓口を本庁、各支所に設置し、支援策の周知・広報に努めるとともに、8月7日まで窓口を継続することとしております。なお、本庁窓口には「災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づき、センターを運営する社会福祉協議会もごみ出し等の受付窓口を開設しています。また、避難所におきましては一部教職員が避難所運営にあるとともに、昨年締結した「災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定」に基づき、協力企業から食料、飲料等の支援を受けています。今後は、これらの支援策を軸に市民協働の理念に立ち、よりきめ細かい対応を図るとともに、被災されました市民の皆様の速やかな復興に向け、可能な限り努力する考えでいます。

続きまして、提出いたしております資料に添って概要を説明させていただきます。なお、資料につきましては、現在なお集約中であるため、今後変わりうると見込まれますが、8月2日17時現在の速報値としてご理解いただきますようお願いいたします。



それでは、1ページの災害被害状況をご覧になっていただきたいと思います。人的被害、死者1名、住家被害、全壊2棟、世帯は5世帯、これは穎田明治坑の炭住が土砂災害、地滑りによる倒壊をしたものでございます。半壊、一部損壊はございませんでした。床上浸水340棟、409世帯、床下浸水783棟、808世帯。非住家といたしましては、公共建物として2棟、これは右に記載しておりますように穎田の高齢者福祉センター及びコスモスコモンでございます。その他371棟、これは事業所、店舗等の床上・床下浸水によるものでございます。

2ページに入ります。先ほどの被害状況の内訳というふうにご理解いただきたいと思います。浸水等の地区別被害状況といたしまして、ブロック別、地区別、町名別という数字を掲載しております。なお、表の見方といたしましては、下のほうにございますが、穂波地区、筑穂地区、庄内地区、穎田地区につきましては、町名については別表という形で下段に掲載しております。また、市合計欄の細かい欄が下のほうにございますが、ここにございます床上浸水409という件数は、1ページの表で言いますと、床上浸水の世帯の409に整合しております。以下、2ページの合計欄の床下浸水の808、これは1ページの床下浸水の世帯の欄の808に整合しております。以下、家屋全壊5、事業所といたしまして、右のほうに94と277という数字がございますが、これを足せば1ページの非住家、その他の371に整合しているところでございます。

3ページをお願いいたします。今回の豪雨による災害の避難者調べでございます。最大利用者数のトータルは652名となっております。24日の金曜日には、下段のほうにありますけれども、23時現在で414名、25日の土曜日、15時現在では59名、これ以降は増えたり減ったりというような状況でございます。最終的に27日の月曜日、庄内のハーモニーにお二人残っておりでございますが、このお二人については現在もまだハーモニーのほうにいらっしゃいます。ただ、8月7日までには退去される予定であるというふうに承っているところでございます。この避難所につきましては、特に片島小学校につきましては、24日21時の時点で40名が避難されております。しかしながら片島小学校は当初私ども、災害対策本部を立ち上げると同時に開設しております13箇所の避難所になっておりませんことから、これについてはこの点を反省いたしまして、今後見直しを検討する予定にしております。この避難所におきましては、先ほども触れましたが、7月25日以降、災害協定に基づき各社、各店舗からお弁当、おにぎり、お茶等の供給を受けております。

続きまして4ページの行動記録をご覧になっていただきたいと思います。24日の5時に災害準備室を設置いたしております。災害対策本部を設置いたしましたのが7時18分。今回はマニュアルに基づくよりも早い形での設置ができたというふうに評価しております。最初に発令をいたしましたのが19時50分の避難準備情報でございます。以降、降雨量、あるいは河川の状況、浸水状況等の情報収集に基づきまして、勧告、準備情報等を発令いたしております。終息いたしましたのが、下のほうになりますが、7月26日、日曜日の23時をもちまして、土砂災害に伴う避難勧告を解除したところで、全解除ということになっております。

5ページをお願いいたします。この表は、遠賀川河川事務所川島観測所のデータによるものですが、網掛けのところ、降水量につきましては7月24日の20時に83mmを記録しております。また右側の、川島の水位でございますが、これにつきましては7月26日の13時に5.42m、5.46mの最高水位を記録しております。

それから6ページでございますが、7月29日に被災者の方々の総合相談窓口を市役所及び各支所に設置いたしております。現在のところ、本庁だけですが、窓口にお見えになった方は221名、罹災証明の発行件数といたしましては101件となっております。ここに記載しております15の支援策のほか、社協ボランティアセンターの窓口を併せてここに設置して、清掃、ごみ出し、そういった支援をするようなご相談を承っているところでございます。また、

この支援策の、下から5行目、6行目になりますが、ごみ、し尿につきましては30日までに  
ごみ240トン、し尿処理件数といたしましては1,369件、ほぼ、これについては終息しつ  
つあります。また、ここには記載しておりませんが、いわゆる民家の土砂撤去の問題、  
これにつきましては現在、業者ボランティアを募りまして、25社ほど手を挙げていただい  
ておりますが、これらと、支援の必要な高齢者、障がい者等のお宅のマッチング作業を進めてお  
りまして、本日から実働といえますが、作業に入ることとなっております。

それから最後になりますが、7ページでございます。各排水機場の運転開始時間及び運転開  
始水位を、それぞれ土木管理課所管の分、農林課所管の分、それと下水道課所管の分として掲  
載しております。以上で説明を終わります。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:00

再開 14:10

委員会を再開します。報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

先だって、伊岐須地域の被災地をお訪ねして、いろいろ話を聞いておりました。消毒が遅い  
という苦情があっておりました。聞くところによりますと、市には消毒用の設備が3台しかな  
くて、このままでは、これは新聞に書いてありましたけど、十日ぐらいかかるというような話  
もあったんですが、この消毒の実施状況をお尋ねしたいと思います。

市民環境部長

現場の課長が災害対応に追われておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。  
先ほど質問者が言われましたとおり、現場の消毒対応車というのが通常は3台しかございませ  
ん。ただ、今回の場合、非常に広範囲に及んでおりますので、最終的にはほかからお借りした  
りという対応で、7台で対応いたしております。その対応状況は、災害が24日に起こりまし  
て、26日は雨が降り出しましたので消毒に入ることができず、27日から入っております。  
最終的には日曜日の午前中で、支所管内も合わせて全市的に一応終了いたしまして、昼  
から現在まででございますが、あとは留守宅とか漏れたところの個別対応を行っている状況で  
ございます。その残り件数は、概ね今言ってくるところによりますと約50件、それも最終  
的には、個別の対応をいたしておりますので、ご要望あたりで「10日に来てください」とい  
うような状況もありますので、そういう対応で現在やっている状況でございます。

川上委員

それから今後の課題があらうと思うんですが、市独自で対応できることもありますけれども、  
福岡県や国に対してどういう要請を、いつ頃の時期に考えておられるか、お尋ねしたいと思  
います。

総務部長

昨日も県議3名が視察に見えていました。それで、県等々への対応でございますけれども、  
被害状況をまとめておりますので、私ども早急に県あたりの支援、個別に当たっているところ  
はございますけれども、全体的なお願いにまた参りたいと考えております。

川上委員

福岡県の流れ、国の流れもありましようけど、緊急に必要なものと、一定時間がかかって  
も抜本的な対策が必要なものと、あらうと思うんですね。それで、いくつかお尋ねを続けてい  
こうと思います。一つは、初動の問題なんですけれども、5時に災害警戒準備室を設置したとい  
うことなんです。この災害警戒準備室が災害警戒本部に変わるまでの間、どういう仕事をし  
たのかお尋ねをしたいと思います。

#### 総務課長

災害警戒準備室では、もっぱら気象情報と河川情報の収集と分析に当たります。その上で、スムーズに警戒態勢に移行できるような準備作業をここではやっております。また、警戒本部を設置いたしますと、今回は90名近くの職員を呼び出すわけですが、さらに広汎な情報収集活動と、市民等からの被害情報の聴取、そういったものをやりまして、分析をいたしまして、災害発生の恐れが、見込みが高いというふうになりますと、災害対策本部へ移行するということになります。そのための準備作業をしております。

#### 川上委員

ですから、昨年3月策定の飯塚市地域防災計画を見ても、警戒本部設置が基本的に前提となっていて、この準備室が設置されるわけですね。これが5時です。実はこの日は、7月24日ですが、7時から二瀬公民館でタウンミーティングを予定ということに前々からなっていたんですね。で、災害警戒準備室は総務課長の責任で判断し配備するということになっているんですが、その段階で、市長をはじめ災害警戒本部、あるいは対策本部になるかもしれない重要幹部が本庁から離れて二瀬公民館に集まるということがわかっていたわけですね。その時に、災害準備室担当課は、しかるべきところに状況報告はしたんでしょうか。

#### 総務部長

タウンミーティングに市長以下幹部職員が出席を予定していたということでございますが、私ども、準備室を立ち上げたわけでございますが、この段階では気象予報につきましては飯塚地区は大体10mmから20mmということで、全く雨が降るような予報ではございませんでした。それで、状況を把握しながら、私も残念ながら、市長・副市長から「タウンミーティングは大丈夫か」と言われた時に、「北九州のほうでは雨の予報が出ておりますけれども、飯塚地区につきましては大丈夫です」というお答えも差し上げたぐらいでございます。本当に、気象情報が当てにならずに、あの日については私どもも当惑した状況でございました。

#### 川上委員

福岡、北九州における注意報、それから警報というのは、皆さんのところに情報が刻一刻と来るわけでしょう、発令のたびに。で、7月24日はどういう状況かということ、基本的に梅雨がいつ明けるのか、まだ明けないのか、7・19も過ぎた、と。つまり、梅雨が明ける前の集中豪雨が我々の記憶の中から、経験の中からもあったんですね。そういう意味では、北九州や福岡の状況を判断した時に、もしや、と。しかも今の話を聞くと、市長から大丈夫かと聞かれたというわけでしょう。その場合、安全側をとって延期するという決断をすることもあったんじゃないかなというふうに、私は考えた次第なんです。ここのところは今後少し煮詰めて、お互いに教訓を引き出すべきではないかと思っているわけです。

それから、避難勧告の問題です。私はちょうど二瀬公民館にいたんですけども、本部から、60秒サイレンを鳴らし、5秒休んでまた60秒鳴らす、そういう指示が来たんですね。鳴らしてありました。鳴らしたんだけど、これは何の意味ですかというのを本部に聞き返しましたね、出張所のほうは。そうすると、避難勧告だというふうに言うんです。それで、住民から連絡があった時に「避難勧告です」と言っていましたよ。避難勧告とは、どういう意味合いですか。

#### 総務課長

避難勧告と申しますのは、文字通り避難を勧めるという情報でございます。

#### 川上委員

先ほど言った防災計画の124ページね、そのように書いてるわけです。通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始、と書いてあるんですね。実際に市民の方たちにこのように避難勧告の意味を説明されましたか。

#### 総務課長

この避難準備情報、あるいは避難勧告につきましては、出水期前にその意味するところをチラシで全戸回覧して周知に努めているところでございます。従いまして、サイレン、あるいは自治会長を通しての避難勧告が発令された場合は、市民の皆様には適切な避難行動をとっていただきたいというふうに考えております。

川上委員

例えば出張所が、住民の方の問い合わせに対して具体的にどういうふうに説明したか調べましたか。調べてないでしょう。あなた方、マニュアルを渡していますか。こういうふうに説明してください、と。あなた方自身も現場に行ってるかもしれないけれども。共産党の事務所のほうから穂波の支所、私は二瀬にいたんだけど、このサイレンは何の意味かというのを共産党として人に言う時に、不正確だと危険ですから、正確にしたいと思って聞いたんです。そして避難勧告だと言うんですよ。避難勧告とはどういうことかと聞いたら、ご本人が危険だと思ったら避難してくださいと言うわけですよ。避難勧告はこういう意味合いですか。

総務課長

ご指摘のとおり124ページにも記載がございますが、避難勧告といいますのは、通常の避難行動ができる方は避難行動を開始、また、より強制力の強い「避難指示」というものがございます。避難勧告の場合は、この指示ほどの強制力は持たないということになっておりますので、このあたりについては自主的な市民の判断に委ねる部分もあろうかというふうに考えております。

川上委員

あなたはそういうくらいの甘い認識だから、現場では市民の一人ひとりが、自分で危険だと思ったら逃げてくださいというふうに伝えられるわけですよ。124ページね、発令時の状況、載ってるでしょう。何と書いてますか。「通常の避難行動ができる者は避難行動を開始しなければならない段階」と書いてあるでしょう。そして、「人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況」と書いてあるでしょう。この段階で60秒のサイレン、5秒休んで60秒というのを出すんですよ。あなたはその判断をしたわけでしょう、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったと。なのに一方で自主的判断と。おかしいんじゃないですか。だから、ここのところは、この防災計画に照らしてもよく点検する必要があります。

それから、今度の水害についてはもちろん明星寺川の検証も当然要ります。しかし、私は特に、県河川の建花寺川、椎の木川、その他について、つまり本線に流れ込む中小支線について光を当てて見る必要があると思うんですね。今回、相田川、大日寺川、そして建花寺川については流域に重大な被害を及ぼしたわけですけども、この防災計画を見ると、建花寺川について重要水防箇所という位置付けがないんですよ。これは、どうしてこの中に重要水防箇所という位置付けがないんでしょうか。

総務課長

お答えになるか自信がないのですが、前回、地域防災計画を立てました時に想定浸水状況という評価を県のほうから情報提供いただいております。その際、県の3河川、穂波川、泉河内川、建花寺川につきまして、それぞれ管理区間の評価を頂いております。これについては、地域防災計画の指定避難所の欄にそれぞれ、国の河川の遠賀川、穂波川の想定浸水状況の評価をAからEまでの5段階で表しております。また、県から頂いた情報に基づきましてこの3河川の浸水の危険度といいますか、そういったものの評価を同じくAからEまでの5段階で評価しているところがございます。こういった評価は頂いておりますが、建花寺川について恐らく十分そういったデータが揃っていないのではないかと推察されます。

川上委員

私は、県の責任は大きいと思うんです。お金をかけて抜本改修する前に、危険という認識が

弱いということになるんですね、福岡県が。しかし同時に飯塚市の責任もあると思うんですよ。ここに平成20年度の飯塚市水防計画書があります。手元にありますか、皆さん。その13ページに、被害想定箇所一覧表の13番、二瀬、河川、建花寺川というのがあるわけです。これを見ましたら、箇所としては建花寺川流域、建花寺川隣接地域、で、これは特にという意味でしょうか、川津横田地域、横田橋下流から水江までということが書いてあるんでしょ。この中には、今回浸水した川津、横田も書いてあるんだけど、伊岐須ということがないわけですね。伊岐須というところは地図を見られるとわかると思うんだけど、大きく建花寺川が湾曲してるでしょう。湾曲してる所を挟んでるわけです。建花寺川にずっと取り囲まれたような地域があるわけです。ここはお話しをお聞きしますと、昭和24年に上流の溜め池が豪雨で決壊したのが原因でしょう、井出浦橋付近で決壊して大量に浸かっていくということがあったと聞いております。それから平成に入ってから、11年・13年・15年と溢水したことがあるわけですよ。ここは重要地域ということで井出浦橋の河川水位計も置いてあるわけでしょう。こういったことから考えると、このことについて市が県の認識を改めさせるという仕事があると思うんですね。どこにお尋ねしていいかわかりませんが、私はそう思うんだけど、皆さん方はどう思われますか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:31

再開 14:32

委員会を再開します。

都市建設部次長

建花寺川の流域、今、申されましたように伊岐須方面、その下流域の川津方面、今回も床上・床下浸水というような状況で被害が起こっております。こういった被害が前々から、市としても県のほうには十分、何か対策をということで要望活動をずっとしてきております。今回も、まだ作成中でございますけれども、建花寺川、並びに椎の木川、それと庄司川といった県営河川につきまして要望を市のほうから早急に出して、何らかの対策をしていただきたいということで今、検討中でございますので、よろしく願いいたします。

川上委員

この地域は、先ほど平成11・13・15年と言ったのは、主に湾曲の内側、伊岐須の川端というところでしょうか、そこへの溢水なんですよ。今度もそこから溢れて、まっすぐ国道のほうに走って、西新町のほうから流れてくると合流して、正面の、呉服屋さんがあるんだけど、家の中までどんどん入っていくというような状況もあるんだけど、今回、初めてではないというふうには聞きましたけど、大変驚いたのは、湾曲している外側です。横田の二瀬本町の側に水が曲がりきれずに、まっすぐ、自治会長さんのお宅だったんだけど、そこに怒濤のごとく水が流れてきたと。目の前に鉄橋があるわけですよ。人道の、人が渡る鉄橋があるんだけど、それに、想像のとおり、ごみが溜まり、孟宗竹とかね。そういうのもあって、丁度Rの切れ目ですから破れていったと思います。恐らくはこの水が怒濤のように流れて、二瀬公民館のほう、それから西新町の方面から流れてくる水と合流して国道を川のように流していった、と。で、市の幹部は動けないという状況になったと思われまして。ですから、ここは重要箇所に指定してなかったし、県としては、で、市も明確な形で位置付けてなかったと思うけれども、当時は非常に危険な場所だったわけです。24日の午後11時頃、私が公民館を出ていった時には、真っ暗闇の中で懐中電灯で、もう住民の方が清掃されてたんです。ちょっと早いかな、と思いました。まだ降るといふふうに言っていたから。ところが住民の方は、もう一回溢水することを恐れて、何とか防げないかということで、土嚢が積めないかという要望をされたわ

けです。それで、とりあえず私のほうは対策本部に電話しようということで電話したけれども、何人で電話を取っておられたかわからないけど、電話を取ったかたがその場所を、私のしゃべり方も悪かったかもしれないけれども、場所がわからないんです。建花寺川の井出浦橋の下流と言ってもわからない。で、どういう方たちに電話の窓口に乗ってもらってるんですかね。どういう人選をしているのか、お尋ねします。

総務課長

災害対策本部には3台の電話を準備しております。ここには情報渉外連絡班という班員が座りまして、目の前にパソコンがございまして、住所、地番を言っていただければゼンリンの地図が表示されて、それを印刷できるというような態勢になっております。ただ、お電話が殺到してございましたので、この情報渉外連絡班の3台の電話以外のところで受信した場合は、ゼンリンの地図を手に詳しく、目立つような構造物を聞き取って場所を特定するというような作業になりますので、なかなかうまく場所が伝わらないといったようなことがあったかと考えております。

川上委員

そういうことが今、議会で堂々と答弁できるからいいけれども、人命に関わってくるわけですね。湾曲した建花寺川を含む新高雄という自治会があります。その自治会長さんが言われたのは、高雄区集会所、公民館に避難をしてもらおうと思うと、本部からですよ、人を誘導したいと、で、場所はどこですかと聞かれたというんですね、本部から。それで、自治会長さんはハザードマップを持っていますから、ここですよ、と言うわけですよ。で、災害対策本部は、地番を言ってくれというんですよ。そしたら場所がわかりますという返事をしたというんですね。一瞬のうちに人が流されて亡くなっていく事態ですよ。そういう時に、災害対策本部は自分が作ったハザードマップの避難所の場所がわからないで、番地を言ってくださいという事態があったわけです。それは、市の職員を責めてるわけではありません。今後、3台ぐらいでいいのかと思うけど、道がわかる、避難所もすぐわかる、そういう精通した人をきちんと配置できるように工夫する必要があると思います。合併前はこんなことなかったと思います。絶対なかったと思います。合併したためにこういうことが起こってると思うんですよ。

それから最後に、排水機の問題についてお尋ねします。排水機の稼働状況について、経済建設委員会を傍聴して大変驚いたことがあります。故障で動かないということがあったんですね。少し詳しく説明してください。

土木管理課長

経済建設委員会のほうでもご報告いたしました。殿浦排水機場でございますが、その1号機は正常に稼働しましたが、2号機のほうに連動される電気系統の故障ということで報告を受けましたが、1時間40分ほど停止、停止というか、スタートが遅れたというふうな状況でございます。もう一箇所は明星寺排水機場ですが、21時30分から22時30分の1時間、これは軸に潤滑しております潤滑オイルの減少によりまして、1時間ほど停止をしたという状況でございます。

川上委員

その報告を誰から聞いたんですか。

土木管理課長

これは、そこを管理しております管理人と、修理に駆けつけました国土交通省から依頼の整備士でございます。

川上委員

ここを管理しているのは、どこの業者ですか。

土木管理課長

殿浦排水機場が幸袋機工という会社でございます。明星寺のほうがおカベ工事でございます。

川上委員

幸袋機工という名前は、トラブルという点では初めて聞きましたけれども、オカベのほうは度々聞いております。あなた方は報告を受けたんだけれども、ああ、そうですかと言って帰ってもらったわけじゃないでしょう。どうしてそういうことになったのか、と。で、再発防止にどういう手を取るのかということをお話したでしょう。どういうやり取りでしたか。

土木管理課長

殿浦ポンプ場については電気系統ということで、これは早急には、内容的にはすぐにわからない状態でしたが、後日、中の連動関係で、電気関係にトラブルがあったということで、どの部品がどうだったということまでは今のところ、まだ報告は受けておりません。

明星寺ポンプ場につきましては、下のほうに潤滑油が回ってるんですが、上げるほうと送るほうの微妙なバランスが狂っていたということで、それは早急に解決いたしました。

川上委員

明星寺川排水機場とか殿浦とか、何億円かけて造ったんですかね、税金かけて。冬の間はそう使うことないわけでしょう。1年のうちに何度運転しますか。

土木管理課長

明星寺のほうは今年初めてでございます。殿浦についても、この水害で今年初めて使っております。

川上委員

さっきは1年間のうちに何日かと言いましたけど、1年間のうちに何時間使うかでしょ。その管理のために税金払って、管理してもらってるわけでしょ。そしてトラブルが発生して動かなかった。それであなた方は、ああ、そうですか、今度また気をつけてくださいねと言ったんですね。あなた方の責任でしょう。どういうふうに感じておられますか。

土木管理課長

常々、維持点検は行っているわけでございますが、明星寺排水機場につきましても殿浦にしても、点検時間というのが、仮運転をいたします、その時間帯が、今度は連続して長く運転した状況で発生しております。短時間、10分程度の点検ではなかなか発生しないことが発生したということでございます。

川上委員

部長、答弁を求めます。

都市建設部長

質問者が言われますように、各ポンプ場につきましては相当の経費を投資いたしまして、周辺地域の排水機能、安全のための機能ということでの管理施設を設けております。それには当然、各施設にはあらかじめ管理委託業者のほうに、きちんと運転ができる形での委託もやっております。そういう中で、この運転といいますのは年間通じまして、確かにご指摘のように、年間わずか、こういう季節において数回程度というふうなことでございます。そういったことで、きちんと、当然ながら完全な運転ができるように取り組まなきゃいけないということで、重々私どもも業者との間で事前の協議も進めているところですが、実際にこういう状況が出ております。さらに今後とも、こういうことがないように、業者と密に協議を行いながら安全運転管理に努めてまいりたいと思っております。

川上委員

あなた方ね、業者と密すぎるんじゃないですか。3月に、予算特別委員会だと思えますけど、この業者については、明星寺のほうの業者ですよ、過去にトラブルを起こしてる。ここについて業務委託する場合は、特別なことを考えるべきではないかと私は指摘したつもりですよ。ど

ういう指導をしたのか、入札もあったでしょうけど、どういうふうに入札したのかとか、それからこの業者を含めてどういうふうに事前の指導とか点検とかしていったのか、そここのところの答弁を求めます。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:45

再開 14:51

委員会を再開します。

都市建設部次長

先ほどの保守点検、操作管理はどうだったかというご質問でございますが、今回の不具合が起こったポンプ場につきましては、これは国土交通省の施設でございます。保守点検等は国土交通省で月に一度ないし二度、保守点検をやっている、と。その中で年間委託、操作委託という形で国から市のほうが受けまして、操作を管理している状況でございます。その保守点検の中で不都合がないということで、今回の雨になって操作をした段階で不都合が出たという状況でございます。先ほども質問がございましたが、操作管理に手落ちがあったんじゃないかということでございますけれども、それは国土交通省を、不都合が起こった段階ですぐ呼んで、現場を確認していただいた中で、国土交通省により補修をしていただいたという状況でございます。あくまでも操作に対して手順に不都合があったということでは、今、我々は判断をしております。

川上委員

こんな重大な時に、一番頑張らないといけない時に頑張れない。飛行機なら福岡から羽田まで行く途中で墜落してるんですよ。そういう状況なのに、国土交通省に管理責任があって我々は操作するのが仕事だから、市にも業者にも責任がないと言わんばかりの答弁はいただけません。それなら、あなた方は国土交通省と、なんでオイルが足りないくらいで止まったのか、飯塚市民の生命・財産をどう考えるのかということで、断固たる交渉をしましたか。

都市建設部次長

市民の生命を守る、我々の責任においてですね、やはりこれは国土交通省にもそうした申し入れは、強くお願いしております。今後の対応につきましても、即対応ができるような体制づくりを国に要望しておりますので、そここのところをご理解いただきたいというように思っております。

川上委員

じゃあ、どういう申し入れをしましたか。

都市建設部次長

今申しましたように、国に対して即対応というような形ですね。まだ文書ではしていませんけれども、今後、文書で、警報が出た場合の飯塚のポンプ施設の待機といったところも踏まえた中で、お願いをしていこうというふうに考えております。

川上委員

違うんですよ。まず責任を問うんですよ、あなたの答弁から言うとね。私たちは操作をしてくれと頼まれてるから操作しますと言うんですよ。市が頼まれてるから民間に出した、官から民ですか。で、実際に操作しようと思ったら機械が動かなかった、そこまでは国の責任ですよ、というのがあなたの答弁ですよ。で、実際に市民の生命・財産を脅かしたわけだから。まず抗議が要るでしょう。お願いじゃないでしょう。だから私は、市長名で当然、原因究明と再発防止を含めた抗議をやるべきだと、その覚悟を市民に向けてあなた方は示す必要があるんじゃないですか。どう思いますか。



都市建設部長

まさに今、言われるようなことでございまして、私どもも次長が言いましたように、今後とも国土交通省に文書できちんと、内容等を精査しながら、そういうふうなことが起こらないような対応を今後とも続けていきたいと思っております。さらに、ポンプ場の関係もありますけれども、今回、河川流域の問題、あるいは雨量に対する水位の状態を、道路の冠水とか諸々の影響が出ております。そういったことも踏まえて全体的に水位の解析等もきちんと今後とも国、それから県も併せまして、我々と一緒に協議、解析をして、この原因については突き詰めていきたいというふうに考えております。

川上委員

それを国に要求するんでしょ。それで、操作委託を受けて、市が受けたものをポンと民間に渡して、その民間が、動かそうとしたら動きませんでした、と。これでは済まないでしょう。だから、あなた方はあなた方できちんとした操作委託の問題についても検討しないといけない。ところで、殿浦はどこ排水機場ですか。

土木管理課長

殿浦は国土交通省所管のポンプ場、排水機場でございます。

川上委員

こちらについてはどういう対応を取っていますか。

土木管理課長

不具合が発生した時点で、すぐ国土交通省に連絡を取りまして、あちらからの整備士を派遣していただいて修理を行ったということでございます。

川上委員

噛み合っていないんですよ。だからその、国の責任ですか、今度の止まったのは、国の責任なら、国にきちんと市長名で堂々と物を言わないといけないのではないかとということを知りたいわけですけど、どうですか。

都市建設部長

明星寺排水機場、それに殿浦排水機場、この二施設については国土交通省の施設です。そういったことから、同じような対応で臨みたいというふうに考えております。

川上委員

この10年のあいだに国の防災対策予算は半分になってるんですよ、全国的に。国の防災対策予算が半分になるということは、国土交通省のいろんなところに予算が行きますけど、全国的に県・市町村段階、未広がりで影響が大きくなっていくわけですから、大変なことなんです。ですから、そういう状況のもとでも頑張って市民の生命・財産を守るために全力をあげないといけないということもあります。同時に国に対して、国としての予算、それから地方に対する予算、きちんと付けるという要求をしていくことが大事になってくると思うんですよ。それで、夏から秋にかけての台風シーズンに備える直ちの取組みと抜本的な改善と、両方要ると思いますので、強力に国・県に働きかけるし、飯塚も無駄遣いしない、と。ソフトの面でも、先ほどから指摘してるような面は抜本的に手を入れていく、水防計画から防災計画から、そういう必要があると思います。以上、指摘して質問を終わろうと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

上野委員

集中豪雨の被災対策で連日遅くまでお疲れ様でございます。これから先もまだ続くと思しますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。そこで今後の対応策についていくつかお伺いをしたいと思います。まず、緊急避難先の設定を各地でされておりますが、緊急避難先に指

定されたところに行くのに、道路が冠水してしまって、お年寄りなんかは歩いていけないような状況が、恐らく各地で見受けられたと思います。この点に関しては今後どのように対応していただけますでしょうか。

総務課長

道路が冠水して歩けないというようなことが今回もあったというふうに考えております。一つ、対策といたしましては、もちろん避難準備情報の速やかな発令、避難勧告を含めた情報提供の速やかな発令というのが一つ考えられます。もう一つは、やはり避難所の見直し、特に指定避難所の見直しというのが課題になるかと思います。これは地域防災計画を先に作り出した折に、一部ご説明をしておったかと思うんですが、地区避難所については今後の検討課題というふうにしておりました。この地区避難所と申しますのは、いわゆる地域で自主運営する施設という考えでおります。今回添付しております資料にもございますように、実は今回の避難所はかなりの方々が、いわゆる自主避難施設、地区避難所のほうに入っているらしいです。当初、私どもは72箇所の指定避難所を地域防災計画に挙げておりますが、ここに挙がっていない避難所に行っているらしいということがございます。こういった部分については、浸水しないような地区避難所の指定、こういったものを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

上野委員

特に一人暮らしの高齢者がおられるところは、しっかりと把握を、自治会と情報を共有されて、把握をしていきながら、新しい避難所を指定されるのであればそこへの行き方とか、また近所の方との連絡のやり方とかも自治会を通してきめ細やかに対応していただきたいとお願いを申し上げておきます。

次に、この集中豪雨については、既に二つの常任委員会が開かれておまして、たくさん質疑が行われております。そのご答弁の中で、今回のような集中豪雨は毎年起こることというふうに想定して抜本的解決策を施すというような内容のお答えを頂いております。これについては早期に、迅速に実行していただくようにぜひともお願いを申し上げておきたいところなんです。いくつか認識をしていただいでおかねばならない点がございますので質問をさせていただきます。この水害に対する抜本的解決策というのは、考えるに水路の改良ですとか新設、またポンプなどによって、降ってきた雨、また流れてくる水をいかに速く川にはきだすかという対策を主なことになろうかと私は思っているんですが、そういった認識で間違いはないでしょうか。

総務課長

確かに抜本的な対策といたしましては、そうした、いわゆるハードの整備で解決するというのが一番良いかと思えます。ただ、先ほど質問者のほうからもございましたように、ハードの対策にも限界がございますので、今後は、今後といいますか今までもそうだったんですが、ソフト対策といった部分にもっと目を向けて、いち早い避難、あるいは自分たちでできること、そういったことを考えていく必要があるかと思います。抜本的な解決といえば、おっしゃるとおりだろうというふうに考えております。

都市建設部次長

今、質問者が言われるように、降った水がすぐ川に、本流に流れていくのが一番いいと私もそう思います。しかしながら、本流に流すという間にいろんな障害がございます。そういった障害をいかに速くスムーズに、というような改良工事等がたくさんあるかなというふうに思っております。それともう一つは、遠賀川に降った水を全て流すというような行為が、これがまたなかなか難しいのかな、と。ということは、遠賀川が今の大きさと流し得るかというところもひとつ検討しなきゃいけない。であれば、どこかで、降った水を上流域のほうで溜めるよう

なところが必要なのかな、と。そういったいろんな方策を今後も水害対策の中で考えながら、やはり国土交通省にも相談しながら検討していきたいなと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

上野委員

ありがとうございます。私、説明するのにどのような例を出せばいいのか迷ったんですが、皆さん、そうめん流しをイメージしていただきたいと思うんですね。竹を切って上から水とそうめんを流しますよね。一番最後にざると大きなバケツを据えて、そこで取り忘れたそうめんと水を受けるじゃないですか。その一番最後のところに栓をしてみたらどうなりますか。そうめんと水はそこに溜まって、周りにあふれますよね。だから、そんなことをする人はいないわけです、そうめん流しの時に。今回、上流のほうから、ポンプも付けられて浸水対策も行われて、被害が3分の1、4分の1に収まったところも確かにありました。良いことだと思います。ただ、遠賀川に流されてきた水は、上から下に流れるわけです。私がいるところの潁田地区では、庄内川と鹿毛馬川というのがあります、これが一本になって遠賀川に水を吐き出していかねばならない。ちょうど遠賀川とぶつかるところで、遠賀川の水流に負けて、水が流れるどころか逆流してきてるんですね。これは恐らく7・19の時よりも被害状況がひどいと思います。逆流してきた水の勢いで道がえぐられて穴がほげて、そこに車が落ち込んでいるというような状況なんです。何が言いたいかというと、上流での対策だけが進めば、下流の被害はそれだけ大きくなるというようなことなんですね。というふうに私は理解をするんですが、この認識は間違っていますでしょうか。

都市建設部次長

水の流れの改修の考え方というのは、基本的に下流域を整備して、その下流域の整備を、何と言いましょうか、いろんな検証をしながら整備をして、そして上流域に徐々に移っていくというのが一番理想なんです。飯塚市で7・19の、6年前に起こりましたが、これは、はっきり言いまして、7・19の床上浸水対策という事業に乗せて、飯塚市の場合はやったんですけれども、国土交通省は考え方としては下のほうにまだいくらでも改修しなきゃいけないような状況のところがございます。そういったところも今後やらなきゃいけない。しかしながら、床上浸水対策という前回の7・19の水害の中で、早急にここを取り組んでいったというような状況でございます。今後は中間方面から直方方面に向かって、徐々に下流域から上流域に改修していくというようなことをお聞きしておりますので、幾分、下流域が改修できれば今後は今よりももう少しは水を流せる量が多くなるのかなというふうに思っております。

上野委員

今、次長が言われたとおりで、今までのことはいいですよ。言われたとおり、国の床上浸水対策にのっとって上流のほう、飯塚市だけでいえば上流のほうでやられた、と。そのかわり、今、私がお説明したようなことが実は下流のほうでは起こってるんだということは認識をしていただきたいと思えますし、今、言われたように中間、直方地区、その遠賀川が改修されて水が流れればいいんですから。どこに施工していただくこと。それはそれで構わないというふうに思えますし、私は潁田にいますが、潁田だけを優先してやってくれとかいうようなことは申し上げません。皆さん方が下流地域の住民のことも考えていただけるならば、上流の施設の改修を行っていただく際には、少なくとも同時進行的に下流にも手を付けていただかなければならないというふうに私はお願いをしたいと思えますが、いかがでしょうか。

都市建設部次長

先ほどの潁田のほうの河川でございますが、県のほうの工事で今やっております。その工事と併せて国のほうにも、かすみ堤の問題もあります。そういった状況の中で、いろんな相談をしながら早急に対応をしていただきたいというような形で、口頭でいろんな要望活動はしてい

る状況でございます。今後ともそういったことを踏まえた中で、飯塚市全体の要望として、近々文書で国・県に要望活動をしていきたいというふうに思っております。

上野委員

ぜひともよろしくをお願いします。そして、先の常任委員会でも要望があってございましたが、飯塚市の水防計画、これの前倒しも、今回の被害を見ていく中で必須であるという意見が出ておりましたが、私もそのように思います。総務部長、水防計画の前倒し、見直ししていただけますか。

総務部長

水防関係ですね、今回もこういった形の被害が出ているわけございまして、水防については本当に必要な問題と考えて、今後とも本市の事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

上野委員

見直しもあり得るといふふうに受け取っていてよろしいでしょうか。

総務部長

今回の検証を踏まえまして、適切な対応をとらせていただきたいというふうに考えております。

上野委員

ぜひ、住民の皆様にも説明、最後の一人まで納得というのは非常に難しいんですけど、説明がきちんとできるような対応の検討をお願いして、質問を終わります。

委員長

暫時休憩します。

休憩 15 : 15

再開 15 : 15

( 委員長席交代 )

副委員長

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

兼本委員

まず資料の7ページですね、各排水機場の運転の時間と運転開始水位についてお尋ねいたします。6年前の7・19の床上浸水で非常に大きな打撃を被ったというところで、床上浸水対策がそれから大きな予算を使ってやられたわけですけど、それに入る前に、この運転水位というのが一番左に全部ありますよね。この運転水位というのはどのようなものかお示してください。

土木管理課長

7ページの資料をご覧くださいと思いますが、一番左に各排水機場の名前を書いております。その右側が運転水位ということで記入しておりますが、これが先ほども答弁の中にありましたが、基本的に排水機場は国土交通省の所管のものでありまして、国土交通省遠賀川事務所が設定いたしました運転水位がこの数値であります。これによって、この数値に内水が達するまでは運転はしてはいけないというふうな数字でございます。

兼本委員

内水がということは、ポンプ場の設置してある所の内水がこれまでのメーターにならないと運転はしたら駄目だということですか。遠賀川じゃなくて内水ですか。

土木管理課長

そうです。ポンプ場の場内に水位計が設置してありまして、そのポンプ場の内水位です。遠賀川の水位ではございません。ポンプ場の内水位がこれに達する目安として示してある数字で

ございます。

兼本委員

この水位は国交省が決めたということですけど、例えば、一番上の徳前の16.40mのところで見ますと、いつも徳前は膝まで来る水だったんですよ。そうすると、膝まで大体来ると床下に入っていくわけですよ。だからちょっと、くるぶしぐらいで運転していただくと、床下まで水が入らないということが想定できるんですけどね。例えばこの16.4mというのを10.4mでポンプを稼働させるということは可能なわけですか、できないわけですか。

都市建設部次長

先ほど課長が説明しましたように、これは遠賀川全域をにらんだ中の飯塚市の各ポンプ場の運転水位ということでございます。これは内水という説明をいたしました。この内水がですね、機械のセッティングの問題もあります。機械のセッティングの高さの問題。1mとか50cmとかというような結構深い変更というのはあり得ないかなと。構造上ですね、できないんじゃないかなというふうに思っております。これはいくらかの、10cmとか20cm程度下げると水位というのは今後は要望していこうというふうに思っておりますけども、50cmとか1mというような、もう少し深くやるというようなことはちょっと無理かなというふうには、私どもはにらんでおります。それはあくまでもそのポンプ場の型式といたしましよ、構造上の問題があるというようなことで、調査をしてみないと、私もできませんという返事は、今の段階ではちょっとできないと思っております。

兼本委員

遠賀川の水が少ない時に内水が溜まるのを早く出せば、遠賀川の水も早く流れると思うんですよ。それと、例えばいつもできないとかできるとかという話ですけど、いつも床下に入る所の家は決まってるわけですよ、いつも。前は100年に一度の雨でしたけど、今回は6年目に来た、前よりも大きい雨だったんですけどね。だから降雨量は確かに想定外の雨ですから、どうにもできない、自然には勝てないと思っておりますけど、いつも床下に入る所とか床上に上がる所は同じ場所なんですよ。その方たちはもうここに住めないから、もしかしたら私たちはどこかよそに行ったほうがいいんでしょうかと聞きに来るわけですよ。私は行ったほうがいいとか悪いとか言えませんから。いつも床上に上がるとか床下に入るとかいう所は大体決まった家庭なんですよ。だからこれを、今言われるように、国交省が遠賀川の全体の水位を見て排水するメーターを決めてるということですけどね。これは全体、みんなメーターだと思いますけど。しかしこれをちょっと下げてくださいとですね、その浸水する所が、例えば床下までいなくて玄関口で止まるとかというようなことができるんじゃないかなと思うんですよ。だから、遠賀川の水位が上がったから、出せば余計に川の水が増えるわけですからね。川の水の少ない時に水を汲み出して流したほうが、われわれ素人は余計、水が流れるんじゃないかと思うんですよ。だから技術屋さんが、昨日からこの話を聞きますと、何かわからんようにどうもだまされたようにあってですね、そうかそうかと聞いてますけどね。水が増えた時に流すよりも、水の少ない時に、例えばさっき上野委員が言ったように、そうめん流しをどんどん流せる、そうめんがないときに流したほうがさっと流せますよね。それと同じように、水の少ないときに早く流したほうが遠賀川の水も速く流れるんじゃないかと思うんですけど、この水位を変えることができないのか昨日聞いたら、これは無理ですよという話だったんですけどね。これは絶対変えられないのか、変えられるとしたら今言うように、16.4mを10mとか言いません、例えば13mとかいうことにすると、玄関で止まるとか。その方たちも、今度やっと水が、これだけの雨が降っても玄関で止まったということですよ、やっぱり安心感があるんですよ、高齢者の方たちなんかはね。そういうふうなことは行政努力としてできないのかできるのかですね。あなた達が国交省と今から交渉するんですから、できますとかいうようなこと

はできないにしろ、ぜひともこれは相談してですね、住民のことを考えてくださいと。そして全体の遠賀川のの流れを見たときに、遠賀川の流域も大変ですからと言うなら、国のお金でどんどん下のほうも整備すればいいんですよ、きれいに、国の予算で。今度も飯塚はやってもらった。遠賀川の水が溢れる状態になって、内水を排除する大元の、動かしていいか悪いかというのは国土交通省が持っているというのは本当ですか。例えば自治体に、飯塚市に、飯塚市の内水を止めてくださいとかいうことじゃなくて、国土交通省が一方的にバチッと止めたら、もう飯塚市は水浸しになっても構わないということになるわけでしょ。そういう権利を国土交通省は持っているわけでしょ。6年前も止めたんじゃないですか、それで飯塚市は浸かったんじゃないですか。どうですか。そんな大元の権利を国が持ってて、地方分権とか何とか言いながらですよ、そして水防計画とか防災計画とか各自治体で計画書を作っておいてもですよ、内水を止めるとかというような決定権は国が持っているということは、我々の命は国が預かっているということになるんですよ。そんなことは私はおかしいと思いますけどね。川の水がどんどん、堤防が決壊する恐れがあるときには、内水のポンプの大元は国土交通省がポンと止めたら止められるわけですか、本当に。どうですか。

都市建設部次長

ちょっと私はそこは、はっきりですね、国がポンとスイッチ入れれば全部止められるんだというところの、そういう操作のところは見てはいないんですけども。基本的には国土交通省から市に対して、下流域のほうで堤防決壊とかいろんな状況が出た場合に停止命令が出ます。それは必ず出ます。その時は全てのポンプ場を停止しなくてはいけない。それは下流域にどんどん川の水が、汲み上げただけ河川に水が行くんですから、その水が決壊した所に入ってしまう。だからできるだけ川に水を流すなというような命令が国から下ります。それはもう間違いなく下ります。

兼本委員

からめて聞きたいのは、徳前と明星寺は16.40mとなっております、お互いにですね、運転水位が。それで運転開始時間は20時と20時15分。私は徳前のほうは20時5分と聞いたんですけどね、これでは20時15分となっておりますけど。これはなんでこんなに15分も、運転水位が同じでですね、15分も誤差があって、徳前は15分も遅れて運転を開始したんですか。これは自動じゃありませんもんね。私は何回もあそこに行きました。必ずおじさんがおりましたからですね。自動じゃないということをはっきりと言っておりますが、どうして時間が違うんでしょうか。

土木管理課長

徳前と明星寺は近い位置にポンプ場が接しておりますが、この運転水位に達する時間が微妙に、やっぱりそのところはちょっと微妙に狂ったと。違いもやっぱり生じるということでございますが、同時にピッとスイッチが入るわけではございませんので、運転開始といった時間に少々ズレが生じているということでございます。

兼本委員

課長、微妙な時間って、15分よ。5分とか3分とかというような時間は「微妙な時間」でいいけど、15分というのは、この時間あたりの雨量を見てごらん。この1時間あたりでものごく、19時から20時までの時間雨量というのは57mmから83mmよ。これは分あたりに比べるとすごい雨量になってくるんですよ。これがね、15分も運転の開始時間が遅れたということはね、これはどこかに何らかの原因があるわけですよ。どういう原因があったのか、はっきり時間でね、あなた達資料を作ってよ、これは徳前と明星寺が同じ運転水位になってて15分も違ってるとなんやろうかということは何、やっぱり何かね。微妙な時間とかそんなことじゃおかしいですよ。何の原因ですか。ちょっと示してください。

#### 都市建設部次長

私が現地を完全に見たわけではないんですけども、現地の流行の方向が、明星寺川のほうが今度新しく造ったポンプ場で、本流に流れて行くような状況になっております。本流に流れるということはそれだけ水の圧力がかかるというような状況で、早く運転が開始できたという状況だろうというふうに私は推測しております。

#### 兼本委員

徳前のほうも7時40分くらいに行った時はもう本流は扉を閉めました、と。逆流してこないように。そして明星寺のほうを先に運転開始して、明星寺のほうから開始したという連絡があったらすぐスイッチを入れますからと、あそこにいらっしゃる管理人の方が言われた。老松神社の所はどんどん水が浸かってるから、早く行ってポンプをかけてもらってと何回も言ったんですよ。なぜポンプかけんのかと言ったら、向こうが先にかけて、向こうから運転開始という連絡があったらこっちもかけますよということと言われたんですよ。だから15分間ということは、あなた達が直接立ち会ったんじゃないからどうかこうかここで言ったってわからないと思いますけど、よく調べてください。なんでこんな15分間も誤差があったのか。

それともう一つ。徳前の旧排水機場は県の予算で今度撤去していただくということになっておりますよね。ところが今度の雨を見て地域の住民の方は残してもらったほうがいいんじゃないかという話があるんですよ。だからこれも県の予算で、今なら県の予算でやってもらう。残すと、このポンプも古くていつ壊れるかわからん。撤去すると市の予算でやらないかんとということで、非常に市としてもどうしたらいいのかということがあるかと思っておりますけどね。よく検討してくださいよ。

そして昨日言われた、床下何とか浸水のこととは何とか言ってましたね、床対。国土交通省は床下に入るぐらいは、もう床上浸水をしたんだから床下に入ることはしょうがないという考えらしいですね、昨日話を聞いていたら。新聞にちゃんと公表してくださいよ、そういうことをですね。国からこういう指導でね、床上浸水は、飯塚市は国と力を合わせて止めますけど、床下浸水はしょうがないんですよということをね、国が言ってるんだっちははっきりそれを言ってもらおうとですね、もう国に今度は要望するとかいう話になろうかと思うんですよ。だから昨日の話では、そういうふうな床対はしょうがないと言われたからですね、そんなもんかなというふうな感覚もしたんですけどね。とにかく、毎回被害にあわれる方たち、お年寄りの方たちは20年も30年も経っていたらもう忘れてしまうかもしれないけど、たった6年くらいだったらまだ生々しいんですよ。また水に浸かった、私たちはもう片付けるのも大変、もうここから出て行こうかというような感覚ですよ。そしたら片一方ではですね、定住人口の増加というような形のものでやってですね、片一方でそういうふうな抜本的な対策をやらないと、人口は留まりませんよ。それを指摘しておきます。

それともう一点、下水道が、向町の通りからこっち側のほうは東町ポンプ場を造って、下水の水を全部東町ポンプ場で受けて、コスモスコモンから嘉穂劇場のほうは全部向こうに流すということで、予算をかけてやりましたよね、下水ね。ところが向町の旧道路は、7時半前後は膝上くらいまでであったんですよ。そしたら結局あの辺の雨水は全部下水に流し込んで、その下水を全部東町ポンプ場から川に出すということで、予算を付けてやったんですよ。ところが、7・19ほどはなかったんですけど、ほぼ近くまで、膝上くらいまで水が来たんですよ、向町。徳前大橋からこっちは入ってませんからいいですけど。東町のポンプ場はせっかく造ったけど、そういうふうなことしかできなかったけど、あれは十分に機能したというふうに思われているか思われていないか、その点どうですか。

#### 下水道課長

東町ポンプ場につきましては資料にありますとおり、時間から運転はできております。正常

に運転はできております。

兼本委員

いや、運転はできてても、向町の道路には行ったですか。誰か下水道の方は行かれたやろうか。あなた行かれた。あそこの松本議員の家の前の道路から、昔のふみなタクシーがあった所の辺のあの道路ですよ。あの道路の辺は、膝まであったんですよ。これから言うと東町のポンプは動いたようになってますけどね。それでもそれだけ溜まったということは、おおかた水が引いたのは9時前後くらいにしか引いてないと思いますよ。1時間半くらいかかったんですよ。だから東町のポンプ場のポンプが下水をちゃんとして、そして下水に流して、合流式かな、あれも全部流してやるということの効果があったというふうに思われますか。

下水道課長

東町ポンプ場につきましては、毎秒2.2t、1.1tが2台ついております。能力は十分に発揮したと思いますけども、当時うちの担当が3名ほど、ちょうど松本議員の家の前で議員さんとお会いしていたと思いますが、やはりそういう話は聞いております。反対側からの水もかなりあったということがありますものですから、その水がはけきれなかったと。ちょうど松本議員の家の前の道路から東町ポンプ場の流域に入っている所でございます。

兼本委員

いずれにいたしましても、抜本対策ということになると遠賀川に水を流すことが、内水の排除というのが、先ほどからの遠賀川の全体を見て水を流すのをやめてくれということであればですね、どこかに水を溜める施設を造るということが抜本対策になると思うんですよ。例えば建花寺川にしても私はしかりと思うんですよ。あの狭い川を流れて行ってですよ、片島小学校のこっちから、片島のポンプ場から水をどんどん出すんですよ。建花寺川に流しているでしょ。そしてずっと流れたら、遠賀川と合流したら、遠賀川のほうに入りきれないから、さっき上野委員が言われるように、逆流してくるんですよ。そして流れた水が道路にあふれて片島小学校のほうにドンと水が入ったんやろうと思うんですよ。そうすると、もう遠賀川に流すという昔の、7・19の時の、内水排除で浸水を止めようという考えと、今とは若干方向が変わってきたんじゃないかと思うんですよ。そうすると、地下に大きな、東京のような大きなものは要らんでしょうけど、地下に何かこう水槽みたいなものを造って水を一時溜めておいて、川の水が少なくなった時に流すとかですね、そういうふうな方向に持っていけると、もう飯塚市全域の浸水というものは、抜本対策というものはできないんじゃないかと思うんですけどね。伊川のほうもリョーユーパーンのところはドンと流れて、もう大変だということで、で、リョーユーパーンのところはフェンスも流されて大変で、フェンスは取り替えしてくれないでしょうかって、それはあなたのところのフェンスやから自分でしないと、と言ったら、ああ、そうですかと言ってましたけどね。そういうふうな話ですよ。だから、流す水を、昔はもう、7・19の時は内水排除をやればもう水害はないですよということで、我々は説明を受けました。今度は水害ないですよと言ってたら、今度は前より多かったからですね、時間あたりの雨量が。だからしょうがないにしても、しかし、先ほどから話を聞くと、もう遠賀川に水を流すのは国土交通省としてはあまり芳しくない、水を流すのはなるべく抑えてくれということになってくると、水をどこかで溜めるという形にしないといかんと思うんですよ。だから、そういうふうなものについての考え方というものは、今後やっぱり方向転換をしながら、そういう方向に向かってこれからの計画を立てていかなければいかんと思うわけですけど、その点についてはどう思いますか。今度は姿川のところのあれも、まだ全部はできてなかったんですよ。だから、あれもできると、明星寺川一帯の嘉穂高校のところの水はだいぶ減るかと思えますけど、今度は一人、亡くなったわけですからね、建花寺川とか大日寺川とか相田川の流域のところはですね。だから、ああいうことが二度と起こらないようにするためにはやっぱり、



何らかの対策をして、二度とこういうことが起こりませんよということで、はっきり、墓前でも、こういう対策をやりましたと報告するぐらいの義務はあると思うんですね。そういうふうな抜本対策についてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

都市建設部長

今回の豪雨に関しましては、7・19をさらに超える、予想に反するような形で雨を降らせております。そういう中で、7・19を踏まえた中で明星寺川流域におきましては、今、上流側に姿川調整池が今年度中に完成いたしまして、来年度から稼働いたします。さらに、明星寺川の調整池も今後計画いたしております、平成24年度にはできあがって稼働するような状況でございます。今回、こういうふうな雨の降り方というのは、国、それから県、そして私どもも踏まえて追跡解析を十分にやっていきたいと思っております。そういう中では、建花寺川の上流域についても、あるいは大日寺川も含めまして、いろんなところが予想以上に氾濫をした状況でございますし、また、大日寺川の下流域の花瀬で事故も起こっております。それから庄司川につきましても、ここは常習地帯でもありますけれども、そういったものも踏まえた中で当然、上流域にそういうふうな施設が必要になってくるだろうというように考えております。そういったことは今後、国、県、そして私どもも踏まえて、こういう対策をどういうふうに講じるのかということ十分に協議させていただきたいと考えております。

兼本委員

十分に協議するというよりも、やはり尊い人命が失われてるわけですからね、二度とこういうことがないように。あの辺は車も水に流されて、横のほうに路肩に全部上がって、バスまで路肩に上がってたでしょう。ということは、相当の水が来たということですからね。じゃあ、またポンプ付けて流すかといったら、もうポンプは付けて流すなということですからね。だから、ポンプを付けるということは限界にきてるわけですからね。だからそうすると、違う方向で被害の拡大を防ぐということで、それはぜひ検討して、今度は6年ぶりですから、また今度は半分になって3年目に来るかもわからん。3年は定宗次長もまだいらっしゃいますからね、二度とこういうことのないように、ひとつ頑張ってくださいよ。

それから、これは旧庄内町のほうからの被害状況をということで言われておりますが、市道の大山林道のところが、40mぐらい道路が崩落してるそうですね。これ、何年前にもこういう災害があったと。それで何か、道路のところに、水抜きに管を入れてるらしいですね。その管が木か何かで詰まって、もう水が流れないようになって崩壊したと。で、水が流れやすいように埋め立てしなくて、橋みたいな形にして水を流したらどうかということをお願いしたら、被害は原状復帰ですから、前のやつと違うようにはできないというようなことを言われたと。しかし、それをまた原状復帰してですよ、またそれを橋にするということになると、予算は2回かかるんですね。だから、良いほうにするのに「原状復帰だから」とか、そんな杓子定規なこと言わないで、そういうふうにしたらなんぼかでも被害が、もしかしたら防止できるんじゃないかということであれば、原状復帰だから原状以外には戻せませんとかいうようなことをどなたかが言ったという話を、庄内の議員さんから言ってくれと言われておるわけですけど。そういうふうな、お金を二度使うようなことじゃなくして、良いものにするんだったら、そういうふうなものも「原状復帰」と捉えてやることができないのか。その点いかがでしょうか。

都市建設部次長

今の「原状復帰」ということでございますが、基本的にはこれ、災害ということと、国庫補助を頂きながら災害復旧をやるわけでございますが、この中で基本的な考え方としては、災害復旧の申請につきましては、原形復旧で申請をしなきゃいけない。で、前はこうだったから、これに対しての補償金を頂きましょうというのが原形復旧という基本でございます。それを、

何らかの形で、実施にあたって橋にするとか、もう少し大きなボックスを入れるとか、いろんな手立ちはありますが今から検討しながらやりますけれども、二度と災害が起こらないような方向でやはり実施設計を考えていかなきゃいけないというふうに思っております。災害査定の中の、査定金額というんでしょうか、それは先ほども言いましたように原形復旧の申請をしなければいけない。それによって今後、それをどういった形で実施するのかというところは、そのプラスアルファのところにつきましては、これはまだ確定じゃありませんけれども、市財を出さなきゃいけないような状況になろうと思います。しかしながら、それが将来にわたって二度と災害が起こらないというような形で、我々も工法等を検討しながら今からやっていきたいというふうに思っておりますので、そここのところはいろんな対策で検討したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

兼本委員

特に、市道ということですからね。何回も壊れたら、また同じように復旧するということは、原状復帰であれば同じようにお金をかけてするよりも、若干の手出しがあっても災害が起こらないようにしていただくようにということで、これはぜひ言っておいてくれということです。何らかの形があったら旧庄内の議員さんたちに報告していただければと思っております。

もう一点、庄内元吉の農業用水路が、もとは一本道だったらいいですね、一本道というんですかね。それが原状は、こう、まっすぐ来て、90度に角度ができて、造ってあるらしいですね。だから、その90度のところにごみが溜まったりして、水が溢れて住宅が浸かったとか、いろんなことがあったということですけど、これは工法的に、まっすぐをカーブに切るというようなことはおかしいと思うんですけどね。これ、庄内元吉の農業用水路ですが、どなたか知ってますか。

農林課長

農業用水路の現状の形態がそのようになっている件につきましては、周辺の宅地開発等に伴ってそのように変更がなされたという過去の経緯があるというふうに伺っておりますが、今回の災害ですか、浸水によりまして、そこら辺の地元からの要望が出ておりますので、十分検討させていただきたいというふうに考えております。

兼本委員

非常に、そういう形の中で、直進だったのが90度にカーブをしたからということで、いろんな状況があったんだろうと思いますけど、まっすぐすることによって被害が防止できるのであれば、近隣の地主さんたちともよくお話をさせていただいて、まっすぐにさせていただきたいというふうに、ぜひ言っておいてくれということです。これは旧庄内町の議員さんたちが、総務委員会には旧庄内町の議員さんが一人もいらっしゃいませんからね、代わって言っておりますので、そういうことで、報告がありましたら、ぜひ報告をしておいてください。以上、私はこれで終わらせていただきます。

副委員長

暫時休憩します。

休憩 15:48

再開 16:01

( 委員長席交代 )

委員長

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市安全・安心の日の制定等について」報告を求めます。

#### 総務課長

飯塚市安全・安心の日の制定等について報告いたします。安全・安心の日については、9月1日から施行される「飯塚市安全・安心まちづくり推進条例」第8条に基づき設けることとなっております。このことにつきまして、地域の安全で安心なまちづくり活動に取り組む諸団体の情報交換と相互の活動協力を行うため、昨年11月28日に発足いたしました「飯塚地区安全・安心まちづくり推進協議会」において、毎月第2及び第4金曜日を飯塚地区の安全・安心まちづくりに資する活動の一斉行動の日として定めていることから、同協議会及び飯塚警察署との整合性をとるため、第2及び第4金曜日を飯塚市安全・安心の日として定め、この日を中心に本市の安全・安心まちづくりの推進を図ろうとするものです。なお、制定日については既に飯塚市自治会連合会、飯塚市教育委員会の同意を得ていることから、今後は市報回覧・市ホームページ等において市民への周知に努めてまいります。また、同条例第4条に規定する「暴力団排除」につきましては、その具体的施策として、本年2月に福岡県警察本部から要請されております「民事暴力相談センター」の設置について現在、検討中でございます。以上で報告を終わります。

#### 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成21年度職員採用試験について」報告を求めます。

#### 人事課長

平成21年度の職員採用試験の申し込み受付を昨日、8月3日から開始いたしましたので、ご報告をさせていただきます。受付期間は8月15日までとしておりますが、郵送については当日の消印のあるもので書類の完備したものに限り受付をいたします。なお、受付期間中の土曜、日曜につきましては人事課にて受付をすることといたしております。

お手元に水色の印刷物を用意させていただいております。この試験案内に基づきまして、これから先、ご説明をさせていただきます。第1次試験につきましては9月20日の日曜日、場所は近畿大学産業理工学部での実施を予定しております。採用職種でございますが、1ページ目の1番のほうに記載してございます、行政事務、土木、電気、保育士、以上4区分でございますが、また行政事務につきましては大卒程度ということで上級試験と、高卒程度の初級試験の2区分に分けて実施をする予定にしております。採用予定数につきましては若干名ということでご案内をしておりますが、この人数につきましては第1次試験実施日までに確定をし、受験者には通知をする予定にしております。裏面の「受験資格」でございますが、行政事務上級・初級、それぞれその生年月日を記載しておりますが、具体的に申し上げますと来年の4月1日現在でございますが、年齢20歳から28歳が上級職、初級職が18歳から24歳ということになります。土木と電気につきましてはいずれも22歳から28歳まで、また保育士につきましては20歳から28歳までということございまして、最近の景気の動向を考慮いたしまして、雇用対策ということで従来の受験年齢よりも2歳引き上げた形で今回、募集をかけているところでございます。

裏側をお開きいただきまして、2ページ目の3番目に試験会場、合格者発表等ということでご案内をしております。この内容について概略をご説明させていただきます。第1次試験につきましては、全職種につきまして全区分ということで掲載しておりますが、教養試験、職場適応性検査、適性検査を実施いたします。また土木と電気につきましては専門試験、保育士につきましても専門試験を実施するようしております。これが1次試験の内容でございます。試験会場は先ほどご案内のとおりでございまして、合格発表を10月中旬ということで予定をし

ております。また、第2次試験につきまして、総合試験・面接試験等ということで試験の内容を記載しておりますが、11月上旬に実施の予定でございます。この総合試験と申しますのは、4番の試験の方法の2次試験の中に記載をしておりますが、文章の正確な記述、文章による表現力等を見るための論文試験と体力検査、及び適性検査ということでございまして、公務員としての必要な資質検査、このような内容の試験を実施する予定にしております。また、通常行っております個別面接及び集団討論等によります面接試験というような二つの区分で実施をするようにしております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「『飯塚市職員分限処分の指針』の策定について」報告を求めます。

人事課長

続きまして「飯塚市職員分限処分の指針」の策定についてということでございますが、地方公務員法にうたっております分限処分につきまして、その適正な運用を図るために指針を策定しましたので、その内容につきましてお手元に配付させていただいております「飯塚市職員分限処分の指針」という資料に基づきましてご説明をさせていただきます。まず、趣旨の部分でございますが、真ん中ほどでございます、下から5行目の後ろのほうでございますが、先ほども申し上げましたように恣意的な処分とならないよう客観的な資料により分限制度の趣旨に沿って適切かつ合理的な判断を行う必要がございますことから、この処分の対象となり得る職員の判定方法や対応措置、措置を講じても改善が見られない場合などにおいて適切な処分の運用を確保するために必要な事項、これを定めたものでございます。

以下、内容について記載をしておりますが、1ページめくっていただきまして3ページをご覧くださいと思います。そこに、勤務実績不良等職員への対応のフローチャートを掲げさせていただいておりますので、このチャートに基づきまして内容のご説明をさせていただきたいと思います。また、前もってご説明いたしますが、1枚めくっていただきまして4ページ目のほうには、第2章として「心身の故障職員への対応」、第3章で「行方不明職員への対応」ということで掲載をさせていただいておりますので、順次ご説明をさせていただきます。

先ほどの3ページに戻っていただきたいと思います。まずは所属における通常の指導育成ということで記載しておりますが、勤務実績が良くない、その職に必要な確性を欠く、具体的に申し上げますと事務の不履行があるとか、反抗的な態度をとる、独善的行動が見られる、暴力的行動が見られる、それから職務遂行意識が希薄である、このような状態が職員に見られた場合でございますけれども、これは所属におきまして日々の業務を通じた指導育成を行ってもらうわけでございますが、これが一向に改善されないといった場合に、下のほうに移りますけれども、そういうふうな対象職員に関する報告書の提出、これを人事課のほうに出していただきまして、所属長と協議のうえ、人事評価結果等を参考にして、まずは職務遂行能力に応じた分担替え等を実施いたします。それでもなおかつ改善をされない場合につきましては、総務部長、所属部長、人事課長、所属長、この四者協議のうえ、まずは心身の故障との因果関係、これをはっきりさせるために、必要があれば受診命令をかけ、心身の故障職員への対応としてまいります。それが認められない場合につきましては特別指導プログラムの適用ということで掲載をしておりますが、期間は9ヶ月以内ということで想定をしておりますけれども、職務遂行意欲の喚起と、その職責への役割の自覚を促すということで研修を実施するようになっております。なお、この実施にあたりましては警告書の送付を人事のほうから行いまして、また、その警告書を受けた職員については弁明機会の付与ということも実施をいたします。そして、そ

の後、本人も納得のうえでございますが、まずは特別研修ということで3ヶ月以内、1ヶ月を単位として実施をいたしますが、これは人事課のほうで、飯塚市職員研修所のほうでの研修をまずは実施いたします。また二番目に、能力向上職場研修ということで記載しておりますが、これは実務能力向上のための研修でございます、これは所属のほうで期間としては6ヶ月以内、3ヶ月を単位といたしまして実施をするようにしております。所属長等が作成するものとして研修計画、研修実施記録、実施状況報告、こういうふうな書類の作成を義務付けております。また、適用される職員についても職員レポートと職員統括レポートの提出を求める予定にしております。以上のようなプログラムの実施を終えまして人事諮問委員会にかけ、改善がされるかどうかという確認をいたします。改善がある場合は、これで個別指導を終了いたしまして通常勤務に戻すということにしておりますが、改善がない場合に、その中でも改善見込みがある場合については特別プログラム期間を継続し、観察をいたしまして、期間としては3ヵ月以内を想定しておりますが、また人事諮問委員会にはかり、改善が見られる場合は職場へ戻す、見られない場合につきましては降任あるいは免職という処分の実施を予定しております。また、先ほどに戻りませんが、人事諮問委員会で、改善が見られ場合につきましては諮問委員会にはかり降任、免職というような処分をかけるようにしております。

次に4ページに移ります。先ほどちょっと触れました心身故障職員への対応のフローチャートでございますが、これにつきましては、まずは病状の把握ということがございます。職務遂行状況が期待される水準を下回っており、日常行動、休暇取得状況等から精神または身体の故障が疑われる場合につきましては受診命令をかけまして、その受診命令を拒否した場合につきましては改善見込みがある場合とない場合に分かれてますが、見込みがある場合につきましては特別指導プログラム、先ほどご紹介しました内容のプログラムの適用を行いますし、また改善見込みがない場合は、これは人事諮問委員会にはかり免職処分ということになります。また、受診命令の結果、診断書が提出されまして療養命令が出れば病気休暇のほうへ進みますが、これにつきましても療養専念を拒否した場合は、これは人事のほうから強制的に病気休職ということで休職命令を出すようにしております。それで療養に専念させるというようなことで、その結果、復職の目処が立つ場合でございますけれども、これは当然、主治医、産業医の意見を聞いてということになります。復職可能な場合につきましてはそのまま復職させる場合と、あるいは、その職責を果たすことが困難ではないかというようなことで、人事課・所属課合わせまして判断する場合については特別観察期間を設けまして、職務の状況を観察し、その評価を行いまして、復職させる、あるいは降任させる、あるいは特別指導プログラムを適用して再度教育をかけるというようなことで、対応を取る予定にしております。また、先ほどの復職の診断のところに戻りますが、復職ができないという場合は人事諮問委員会にはかり免職の処分ということで、最終的にはなります。

それから次の第3章といたしまして、行方不明職員への対応でございますが、これにつきましては、職員が行方不明になった場合で、一つは事故・災害等が考えられるわけでございますが、これにつきましては分限休職扱いとし、発生から1年間ということになりますけれども、失踪宣告の手続を経た後、死亡退職扱いとなります。また、二番目の非違行為の認定、いわゆる犯罪を冒し逃亡をしたというような状態が想定されるかと思いますが、この場合につきましては懲戒処分、当然、人事諮問委員会にもはかりますけれども、そのような対応となります。このような事故・災害、非違行為の認定以外の部分での取り扱いを今回定めたものでございますが、いわゆる行方不明の状態が発生して30日経過後でございますけれども、人事諮問委員会にはかり免職扱いという対応を考えているところでございます。以上で説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「ふるさと応援寄附（ふるさと納税）について」報告を求めます。

総合政策課長

ふるさと応援寄附、ふるさと納税についてご報告申し上げます。平成20年度のふるさと応援寄附事業につきましては、寄附金の総額は194万円でございます。寄附をしていただくにあたりまして、寄附者にその活用方法を決めていただくようにしております。活用方法につきましては5種類ございまして、「お祭り・観光・新しい産業づくりを応援し隊！」と題しました、産業・経済の活性化事業への寄附、これが1件で5千円、「未来を担う子どもたちの成長を応援し隊！」と題しました、教育・文化の充実事業への寄附が2件で15万円、「人に優しいまちづくりを応援し隊！」と題しました、市民福祉の向上事業への寄附が1件で5万円、「住みやすいふるさとづくりを応援し隊！」と題しました、生活基盤の充実・環境整備事業への寄附については、ございませんでした。「なんでもよか、ふるさと飯塚を応援し隊！」と題しました、全ての事業への寄附が32件で173万5千円、合計で36件となっております。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「産炭地域活性化基金助成金について」報告を求めます。

総合政策課長

産炭地域活性化基金助成金について、ご報告申し上げます。平成21年度の産炭地域活性化基金助成金の市町村事業につきましては、鯉田工業団地造成事業及び同工業団地周辺整備事業に充当することで、福岡県産炭地域振興センターに事業申請書を提出することにいたしております。鯉田工業団地造成事業は、予定事業費が12億721万2千円、助成予定額3億1,690万円、同工業団地周辺整備事業は、予定事業費が3,900万円、助成予定額が3,510万円、合計助成予定額3億5,200万円としております。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「コミュニティバスによる交通事故発生について」報告を求めます。

総合政策課長

コミュニティバスの交通事故について、ご報告申し上げます。資料を参照願います。本年6月26日の金曜日、午後8時21分頃、飯塚市鯉田の蛭子町の市道から県道鯉田停車場有井線へ右折しようとした本市のコミュニティバスが、一旦停止を行いました際に、右方向から自転車が進行してくるのを確認はしましたものの、ぶつからずに先行できると判断いたしまして、約8メートル進行したところで、当該バスの右後部と自転車の前輪が接触したものでございます。なお、当該事故を起こしましたコミュニティバスの運行委託事業者は西鉄バス筑豊株式会社でございます。損害状況につきましては、相手側は軽傷でありましたため、人身事故にはなっておらず、相手側の自転車の一部損傷の損害のみとなっております。また、その自転車の修理代につきましては既に保険より支払済で、示談につきましても7月

16日に成立したとの報告を受けております。なお、委託事業者には、安全運行について今後十分に注意を行うよう指導をいたしております。以上、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。